

●財務諸表

1. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。ただし、前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。また、「会社法」（平成17年法律第86号）に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。
2. 前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。
3. 財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (資産の部)

(単位：百万円)

科 目	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
	金 額	構 成 比 %	金 額	構 成 比 %
現金預け金	29,523	5.20	22,441	3.94
現金	9,677		10,103	
預け金※7	19,845		12,338	
買入金銭債権	76	0.01	67	0.01
商品有価証券	234	0.04	96	0.02
商品国債	216		49	
商品地方債	18		46	
有価証券※7,12	125,649	22.12	126,661	22.22
国債	38,857		42,660	
地方債	9,654		7,456	
社債	33,356		34,133	
株式※1	16,724		11,673	
その他の証券	27,056		30,738	
貸出金※2,3,4,5,8,13	397,534	69.98	401,855	70.50
割引手形※6	19,541		16,554	
手形貸付	59,741		60,707	
証書貸付	272,024		275,969	
当座貸越	46,227		48,624	
外国為替	199	0.03	287	0.05
外国他店預け	199		287	
その他資産	1,455	0.26	1,375	0.24
前払費用	28		21	
未収収益	657		589	
金融派生商品	0		2	
その他の資産※7	769		762	
有形固定資産※9,10,11	9,298	1.64	9,256	1.62
建物	1,906		1,791	
土地	6,805		6,766	
その他の有形固定資産	586		698	
無形固定資産	754	0.13	2,009	0.35
ソフトウェア	106		108	
その他の無形固定資産	648		1,900	
繰延税金資産	2,527	0.44	5,159	0.91
支払承諾見返※12	8,888	1.56	8,217	1.44
貸倒引当金	△8,039	△1.41	△7,434	△1.30
投資損失引当金	△4	△0.00	—	—
資産の部合計	568,098	100.00	569,994	100.00

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
(負債の部)		%		%
預 金 ※7	516,525	90.92	522,073	91.59
当座預金	22,381		18,383	
普通預金	217,429		213,513	
貯蓄預金	7,322		6,955	
通知預金	794		399	
定期預金	265,458		277,309	
定期積金	907		168	
その他の預金	2,231		5,344	
譲渡性預金	3,491	0.61	3,769	0.66
そ の 他 負 債	2,188	0.39	2,361	0.41
未決済為替借	0		5	
未払法人税等	1,052		483	
未払費用	439		799	
前受収益	356		525	
従業員預り金	136		117	
給付補てん備金	0		0	
金融派生商品	0		2	
その他の負債	201		427	
退職給付引当金	1,668	0.29	1,563	0.27
役員退職慰労引当金	457	0.08	370	0.07
偶発損失引当金	—	—	53	0.01
再評価に係る繰延税金負債 ※9	1,813	0.32	1,794	0.32
支 払 承 諾 ※12	8,888	1.57	8,217	1.44
負債の部合計	535,034	94.18	540,203	94.77
(純資産の部)				
資 本 金	8,000	1.41	8,000	1.40
資 本 剰 余 金	5,759	1.01	5,759	1.01
資本準備金 ※14	5,759		5,759	
利 益 剰 余 金	13,383	2.36	13,816	2.43
利益準備金 ※14	2,724		2,724	
その他利益剰余金	10,659		11,091	
別途積立金	9,500		10,000	
繰越利益剰余金	1,159		1,091	
自 己 株 式	△99	△0.02	△119	△0.02
株 主 資 本 合 計	27,043	4.76	27,456	4.82
その他有価証券評価差額金	3,819	0.67	160	0.03
土地再評価差額金 ※9	2,201	0.39	2,173	0.38
評価・換算差額等合計	6,021	1.06	2,334	0.41
純資産の部合計	33,064	5.82	29,790	5.23
負債及び純資産の部合計	568,098	100.00	569,994	100.00

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	事業年度別		当事業年度	
	前事業年度 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)		当事業年度 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)	
	金 額	百分比	金 額	百分比
経 常 収 益	13,612	100.00 %	13,891	100.00 %
資金運用収益	10,753		11,565	
貸出金利息	9,164		9,695	
有価証券利息配当金	1,511		1,735	
コールローン利息	53		119	
預け金利息	20		12	
その他の受入利息	2		1	
役務取引等収益	1,887		1,822	
受入為替手数料	860		843	
その他の役務収益	1,027		979	
その他業務収益	48		86	
外国為替売買益	12		8	
商品有価証券売買益	1		1	
国債等債券売却益	34		70	
国債等債券償還益	—		6	
その他経常収益	922		416	
株式等売却益	798		298	
その他の経常収益	123		118	
経 常 費 用	12,060	88.60	12,566	90.46
資金調達費用	487		1,264	
預金利息	481		1,254	
譲渡性預金利息	5		9	
コールマネー利息	0		0	
借入金利息	—		0	
その他の支払利息	0		0	
役務取引等費用	766		748	
支払為替手数料	166		165	
その他の役務費用	599		583	
その他業務費用	84		191	
国債等債券売却損	84		173	
国債等債券償還損	—		18	
営業経費	8,202		8,211	
その他経常費用	2,519		2,149	
貸倒引当金繰入額	1,945		815	
貸出金償却	47		34	
株式等売却損	37		223	
株式等償却	196		506	
投資損失引当金繰入額	4		—	
その他の経常費用	288		569	
経 常 利 益	1,551	11.40	1,324	9.54
特 別 利 益	0	0.00	4	0.03
固定資産処分益	0		0	
償却債権取立益	0		4	
その他の特別利益	—		0	
特 別 損 失	414	3.04	136	0.98
固定資産処分損	14		47	
減損損失※1	1		89	
その他の特別損失※2	399		—	
税引前当期純利益	1,138	8.36	1,193	8.59
法人税、住民税及び事業税	1,425	10.47	646	4.65
法人税等調整額	△982	△7.22	△169	△1.21
当 期 純 利 益	695	5.11	716	5.15

株主資本等変動計算書

前事業年度(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益合計		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 別途積立金	繰上利益剰余金	繰下利益剰余金			
平成18年3月31日残高	8,000	5,759	5,759	2,724	8,800	1,474	12,999	△86	26,672	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当(注)						△155	△155		△155	
別途積立金の純利益					700	△155	△155		△155	
自己株式の取得						△700	—		—	
自己株式の処分						695	695	△15	695	
土地再評価差額金の取崩						△0	△0	1	△15	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						0	0		0	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	700	△315	384	△13	371	
平成19年3月31日残高	8,000	5,759	5,759	2,724	9,500	1,159	13,383	△99	27,043	

(単位:百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高	4,333	2,201	6,535	33,207
事業年度中の変動額				
剰余金の配当(注)				△155
別途積立金の純利益				△155
自己株式の取得				—
自己株式の処分				695
土地再評価差額金の取崩				△15
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△514	△0	△514	1
事業年度中の変動額合計	△514	△0	△514	0
平成19年3月31日残高	3,819	2,201	6,021	△514

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当事業年度(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益合計		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 別途積立金	繰上利益剰余金	繰下利益剰余金			
平成19年3月31日残高	8,000	5,759	5,759	2,724	9,500	1,159	13,383	△99	27,043	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△311	△311		△311	
別途積立金の純利益					500	△500	—		—	
自己株式の取得						716	716		716	
自己株式の処分						△0	△0	△20	△20	
土地再評価差額金の取崩						27	27	1	0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						0	0		27	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	500	△67	432	△19	413	
平成20年3月31日残高	8,000	5,759	5,759	2,724	10,000	1,091	13,816	△119	27,456	

(単位:百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高	3,819	2,201	6,021	33,064
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△311
別途積立金の純利益				—
自己株式の取得				716
自己株式の処分				△20
土地再評価差額金の取崩				0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△3,659	△27	△3,687	27
事業年度中の変動額合計	△3,659	△27	△3,687	△3,687
平成20年3月31日残高	160	2,173	2,334	△3,273

重要な会計方針

区 分	前事業年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）	当事業年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法の償却方法に基づく定率法により減価償却費を計上しております。この変更による経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左
5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,542百万円です。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,622百万円です。
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	—
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から損益処理することとしております。	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理することとしております。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から損益処理することとしております。

区 分	前事業年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）	当事業年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）及び監査役退職慰労金支給基準（内規）に基づく期末要支給見込額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。
		(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	同左

会計方針の変更

前事業年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）	当事業年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）
<p>(役員退職慰労引当金)</p> <p>役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、当事業年度から役員退職慰労金規程（内規）及び監査役退職慰労金支給基準（内規）に基づく期末要支給見込額を、役員退職慰労引当金として計上することに変更いたしました。</p> <p>この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下、「日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号」という。）の公表を契機に、役員退職慰労金の将来の支給時における一時的な費用負担を回避し、役員の前任期間にわたり合理的に費用を期間配分することにより、期間損益計算の適正化及び財務内容の健全化を図るために行ったものであります。</p> <p>この変更により、当事業年度発生額58百万円は営業経費に計上し、過年度発生額399百万円については特別損失に計上しております。</p> <p>この結果、従来の方と比較して、経常利益は58百万円、税引前当期純利益は457百万円それぞれ減少しております。</p> <p>上記の変更につきましては、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月13日に公表され、期間損益計算の適正化及び財務内容の健全化を図るために、これを下半期より適用しております。このため、当中間会計期間は従来の方によっており、当事業年度との首尾一貫性を欠くことになりました。従いまして、当中間会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常利益は28百万円、税引前中間純利益は425百万円それぞれ多く計上されております。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は33,064百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

表示方法の変更

前事業年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）	当事業年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）
<p>「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等」の一部を改正する内閣府令（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分して表示しております。</p> <p>② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。</p> <p>なお、当事業年度末における従来の「動産不動産」に相当する金額は、9,383百万円であります。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」の「ソフトウェア」に表示しております。</p>	

注記事項（貸借対照表関係）

前事業年度（平成19年3月31日）	当事業年度（平成20年3月31日）																
<p>※1. 関係会社の株式総額 13百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は879百万円、延滞債権額は15,434百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,153百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,467百万円であります。</p> <p>なお、上記※2.から※5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,541百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>預け金</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,845百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td>9百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預 金</td> <td>604百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券22,755百万円及びその他の資産3百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他の資産のうち保証金は76百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、40,001百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が39,914百万円あります。</p>	預け金	1百万円	有価証券	4,845百万円	その他の資産	9百万円	預 金	604百万円	<p>※1. 関係会社の株式総額 13百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,186百万円、延滞債権額は15,103百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,118百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,409百万円あります。</p> <p>なお、上記※2.から※5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,554百万円あります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>預け金</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,895百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td>10百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預 金</td> <td>2,560百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券21,180百万円及びその他の資産3百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他の資産のうち保証金は76百万円あります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、34,957百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が34,766百万円あります。</p>	預け金	1百万円	有価証券	4,895百万円	その他の資産	10百万円	預 金	2,560百万円
預け金	1百万円																
有価証券	4,845百万円																
その他の資産	9百万円																
預 金	604百万円																
預け金	1百万円																
有価証券	4,895百万円																
その他の資産	10百万円																
預 金	2,560百万円																

前事業年度（平成19年3月31日）	当事業年度（平成20年3月31日）
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,009百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 5,849百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は350百万円であり ます。 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。 これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ250百万円減少しております。</p> <p>※13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 0百万円</p> <p>※14. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,908百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 5,605百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は350百万円であり ます。</p> <p>※14. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）	当事業年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）												
<p>※2. その他の特別損失は、役員退職慰労引当金の過年度発生額399百万円であり ます。</p>	<p>※1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上して おります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>福岡県</th> <th>福岡県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主な用途</td> <td>営業店舗3か所</td> <td>遊休資産1か所</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>土地・建物</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>82百万円</td> <td>6百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業店舗については、キャッシュ・イン・フローが同一地域において相互補完的であることから、営業政策上の各ブロックを資産のグルーピング単位とし、遊休資産や売却予定資産等については、各資産を他の資産又は資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。本部、事務センターや社宅等については、全社的な将来キャッシュ・フローの生成に寄与することから、共用資産としております。 営業店舗については建替え又は移転(処分予定)を機関決定したことから、回収可能額が著しく低下する見込みであるため、また、遊休資産についてはキャッシュ・フローを生み出さないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上して おります。 当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」や「売却予定価格」等から処分費用見込額を控除して算定して おります。</p>	地 域	福岡県	福岡県	主な用途	営業店舗3か所	遊休資産1か所	種 類	土地・建物	土地	減損損失	82百万円	6百万円
地 域	福岡県	福岡県											
主な用途	営業店舗3か所	遊休資産1か所											
種 類	土地・建物	土地											
減損損失	82百万円	6百万円											

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	174	34	4	204	注
合計	174	34	4	204	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加34千株は、単元未満株式の買取りによる増加、普通株式の自己株式の株式数の減少4千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

当事業年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	204	49	2	251	注
合計	204	49	2	251	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加49千株は、単元未満株式の買取りによる増加、普通株式の自己株式の株式数の減少2千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

前事業年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）	当事業年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 1,342百万円</p> <p>その他 352百万円</p> <p>合計 1,695百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 892百万円</p> <p>その他 165百万円</p> <p>合計 1,057百万円</p> <p>減損損失累計額相当額</p> <p>動産 一百万円</p> <p>その他 一百万円</p> <p>合計 一百万円</p> <p>期末残高相当額</p> <p>動産 449百万円</p> <p>その他 187百万円</p> <p>合計 637百万円</p> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年以内 344百万円</p> <p>1年超 333百万円</p> <p>合計 678百万円</p> <p>3. リース資産減損勘定の期末残高 一百万円</p> <p>4. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 406百万円</p> <p>リース資産減損勘定の取崩額 一百万円</p> <p>減価償却費相当額 357百万円</p> <p>支払利息相当額 41百万円</p> <p>減損損失 一百万円</p> <p>5. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>6. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 1,195百万円</p> <p>その他 329百万円</p> <p>合計 1,525百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 938百万円</p> <p>その他 214百万円</p> <p>合計 1,152百万円</p> <p>減損損失累計額相当額</p> <p>動産 一百万円</p> <p>その他 一百万円</p> <p>合計 一百万円</p> <p>期末残高相当額</p> <p>動産 256百万円</p> <p>その他 115百万円</p> <p>合計 372百万円</p> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年以内 218百万円</p> <p>1年超 176百万円</p> <p>合計 394百万円</p> <p>3. リース資産減損勘定の期末残高 一百万円</p> <p>4. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 375百万円</p> <p>リース資産減損勘定の取崩額 一百万円</p> <p>減価償却費相当額 330百万円</p> <p>支払利息相当額 26百万円</p> <p>減損損失 一百万円</p> <p>5. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>6. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度（平成19年3月31日）	当事業年度（平成20年3月31日）
該当ありません。	同左

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	当事業年度 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)																																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <table border="1"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>3,636百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>673百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費損金算入限度超過額</td><td>247百万円</td></tr> <tr><td>有価証券償却否認額</td><td>203百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>184百万円</td></tr> <tr><td>その他の</td><td>216百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>5,163百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△ 46百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>5,116百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△2,589百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>△2,589百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>2,527百万円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>	繰延税金資産		貸倒引当金損金算入限度超過額	3,636百万円	退職給付引当金損金算入限度超過額	673百万円	減価償却費損金算入限度超過額	247百万円	有価証券償却否認額	203百万円	役員退職慰労引当金	184百万円	その他の	216百万円	繰延税金資産小計	5,163百万円	評価性引当額	△ 46百万円	繰延税金資産合計	5,116百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△2,589百万円	繰延税金負債合計	△2,589百万円	繰延税金資産の純額	2,527百万円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <table border="1"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>3,534百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>631百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費損金算入限度超過額</td><td>295百万円</td></tr> <tr><td>有価証券償却否認額</td><td>214百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>149百万円</td></tr> <tr><td>その他の</td><td>489百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>5,315百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△ 47百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>5,267百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△ 108百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>△ 108百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>5,159百万円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>	繰延税金資産		貸倒引当金損金算入限度超過額	3,534百万円	退職給付引当金	631百万円	減価償却費損金算入限度超過額	295百万円	有価証券償却否認額	214百万円	役員退職慰労引当金	149百万円	その他の	489百万円	繰延税金資産小計	5,315百万円	評価性引当額	△ 47百万円	繰延税金資産合計	5,267百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△ 108百万円	繰延税金負債合計	△ 108百万円	繰延税金資産の純額	5,159百万円
繰延税金資産																																																									
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,636百万円																																																								
退職給付引当金損金算入限度超過額	673百万円																																																								
減価償却費損金算入限度超過額	247百万円																																																								
有価証券償却否認額	203百万円																																																								
役員退職慰労引当金	184百万円																																																								
その他の	216百万円																																																								
繰延税金資産小計	5,163百万円																																																								
評価性引当額	△ 46百万円																																																								
繰延税金資産合計	5,116百万円																																																								
繰延税金負債																																																									
その他有価証券評価差額金	△2,589百万円																																																								
繰延税金負債合計	△2,589百万円																																																								
繰延税金資産の純額	2,527百万円																																																								
繰延税金資産																																																									
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,534百万円																																																								
退職給付引当金	631百万円																																																								
減価償却費損金算入限度超過額	295百万円																																																								
有価証券償却否認額	214百万円																																																								
役員退職慰労引当金	149百万円																																																								
その他の	489百万円																																																								
繰延税金資産小計	5,315百万円																																																								
評価性引当額	△ 47百万円																																																								
繰延税金資産合計	5,267百万円																																																								
繰延税金負債																																																									
その他有価証券評価差額金	△ 108百万円																																																								
繰延税金負債合計	△ 108百万円																																																								
繰延税金資産の純額	5,159百万円																																																								

(1株当たり情報)

(単位：円)

	前事業年度 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	当事業年度 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	530.85	478.64
1株当たり当期純利益	11.16	11.51

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	33,064 百万円	29,790 百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	— 百万円	— 百万円
普通株式に係る期末の純資産額	33,064 百万円	29,790 百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	62,285 千株	62,238 千株

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	当事業年度 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
当期純利益	695 百万円	716 百万円
普通株主に帰属しない金額	— 百万円	— 百万円
普通株式に係る当期純利益	695 百万円	716 百万円
普通株式の期中平均株式数	62,303 千株	62,260 千株

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	当事業年度 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
<p>当行の投資先である株式会社九州親和ホールディングス（以下、九州親和HDという。）は、平成19年5月24日、取締役会において株主の承認及び関係当局の認可を前提として、子会社である株式会社親和銀行（以下、親和銀行という。）を、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下、ふくおかFGという。）の完全子会社とする経営統合を実施し、親和銀行の経営再建等を実施することを約した経営支援に係る基本合意書を締結することを決議しております。</p> <p>基本合意の内容では、九州親和HDは保有する親和銀行等の全株式をふくおかFGに譲渡、株式の譲渡価格は親和銀行の資産状況等の観点から決定されることとなっております。また、九州親和HDは、株主の承認を前提に、親和銀行がふくおかFGの完全子会社となった後、清算手続きを開始することとなります。</p> <p>これに伴い、保有する九州親和HDの株式1,459千株（取得原価299百万円）について、残余財産に基づき分配を受取ることとなりますが、分配金が取得原価を大幅に下回り、翌事業年度に多額の損失が発生する可能性があります。</p>	
<p>当行の貸出先である医療法人健・美・食は、平成19年5月24日、福岡地方裁判所に破産手続開始の申立をいたしました。同日現在の会社及びその代表者に対する債権総額は、172百万円であります。</p> <p>なお、これに伴う翌事業年度の追加引当額は、現在のところ最大で100百万円程度と見込まれます。</p>	